

第2章 手 続

第 1 節 市民と指定排水工事業者

1 指定排水工事業者が施行する排水設備工事

本市では条例第 7 条の規定に基づき、排水設備等の工事の設計及び施行は、管理者又は排水設備等の工事に関し技能を有するものとして管理者の登録を受けた者が専属する事業者で管理者が指定したものである指定排水工事業者が行うこととしている。

2 完成した排水設備の引渡し

指定排水工事業者は、完成した排水設備等を申請者に引き渡すことにより、請負人としての義務を履行することになる。

また、引渡しに際し指定排水工事業者が申請者に行うべき事項は、次のとおりである。

- (1) 排水設備等の完成図を交付する。
- (2) 排水設備等の使用方法、その他維持管理に必要と思われる次の事項を説明し、又は指導する。
 - ア 常に適切な維持管理ができるように、ます等の上に物を置かないこと。
 - イ 器具の正しい使用方法。
 - ウ トラップます及び阻集器等は、定期的に掃除すること。
 - エ 排水槽の清掃など管理を適切に行うこと。
 - オ 排水設備の機能を著しく妨げるおそれのあるものは流さないこと。
- (3) 工事の保証期間について説明する。
- (4) 管理者から示される条件等の内容を、あらかじめ説明する。
- (5) 故障の際の連絡先について説明する。

3 責任技術者の責務（指定排水工事業者規程第 11 条）

責任技術者は、下水道に関する法令・条例・施行規程等に基づき管理者が定めるところにしたがい、排水設備等の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

4 指定排水工事業者の遵守事項（指定排水工事業者規程第 6 条）

指定排水工事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 工事は適正な工費で施行しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 指定排水工事業者としての自己の名義を他の事業者に貸与してはならない。
- (5) 工事は、条例第 6 条に規定する排水設備等の工事の計画に係わる管理者の承認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (6) 工事は、責任技術者の監理の下において設計及び施行しなければならない。

- (7) 工事の完了後 1 年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (8) 災害等の緊急時に、排水設備等の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

第 2 節 工事施行に伴う申請手続等

1 排水設備工事の施行承認

1.1 施行承認の意義

排水設備等の新設・改造又は撤去をしようとする者は、条例第 6 条の規定に基づき、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。これは、工事の着手前に、法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、私法上の土地利用又は賃借等の権利関係まで立ち入って確認するものではない。

1.2 承認要件

排水設備は関係法令、本市の条例・排水設備工事施行基準等の規定に基づく技術上の基準に適合しているものであること。

- (1) 処理区域内であって当該排水設備の設置が可能な立地条件にあること。
- (2) 汚水と雨水を分離して排除する構造であること。
- (3) 排水の水質基準に適合すること。
- (4) その他排水管理に支障を及ぼさないこと。

1.3 施行承認の申込み

施行承認の申込みは、施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。

「排水設備工事申請・設計書」（施行規程 様式第 1 号）の所定欄に次の事項を記入して提出する。

(1) 設置場所

排水設備を設置する場所の所在地を記入する。

(2) 申請者・使用者

排水設備を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入し押印する（自署の場合は押印不要）。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。

排水設備を使用する者(使用者)の氏名を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。

(3) 排水設備番号

(4) 幹線所有者・土地所有者・家屋所有者

当該排水設備において、利害関係人が存在する場合には承諾を確認する。

(5) 委任及び誓約

排水設備工事の申請及び工事施行その他工事に関する一切の事項を指定排水工事業者に委任するためのものであり、また排水設備について第三者から異議申立てを受けたときは申請者の責任において解決するとともに、排水設備は条例にしたがい管理することを誓約するものである。委任の範囲と誓約内容については申請者と指定排水工事業者双方が納得することが必須である。

管理者への申請等に関連する委任事項は次のとおりである。

- ア 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続
- イ 工事施行
- ウ 工事に係る設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限

第 3 節 設 計 審 査

指定排水工事業者は、排水設備等の新設、改造及び撤去工事を施行する場合は、条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、管理者の設計審査を受けなければならない。

設計審査は、これらの排水設備工事等の適正施行を確保するため工事着手前に設置しようとする排水設備等の構造及び材質が本市の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。

1 設計審査の申込方法

(1) 提出書類

「排水設備工事申請・設計書」

排水設備工事の新設・改造又は撤去を行うときは、「排水設備工事申請・設計書」(施行規程 様式第 1 号)に必要事項を記入して提出する。

(2) 設計審査申込書の記入方法

各記入欄に次の事項を記入する。

ア 工種

イ 設備場所

工事箇所の住所を記入し、支管分岐の場合は、「幹線所有者」欄へ幹線の排水設備番号及び幹線所有者名を記入し、承諾印を押印する(自署の場合は押印不要)。

ウ 申請者、使用者

申請者の住所を記入及び氏名を記入し押印する(自署の場合は押印不要)。使用者の氏名を記入する。

法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。

エ 排水設備番号

オ 指定排水工事業者

指定排水工事業者は商号・指定番号及び代表者氏名及び住所を記入し押印する。

カ 責任技術者

当該工事を担当する責任技術者の氏名を記入する。

キ 着工・完成予定

当該工事の着工及び完成予定年月日を記入する。

ク 工事費(必要に応じ)・使用材料(貼付け不可)

ケ 位置図(貼付け不可)

コ 設計条件及び設計図

2 審査項目

(1) 分岐箇所

汚水本管・取付管又は既設管の位置・管種及び口径の確認

(2) 配管

ア 管種・配管位置及び構造等の適否

イ 管径及び勾配の適否

ウ 管防護の適否

(3) 通気配管の適否

(4) ます及び掃除口等の設置位置の適否

(5) 器具及び材料の適否

(6) 阻集器及び除害施設の適否

3 手数料の納入

排水設備工事申請の設計審査承認後に設計審査・工事検査手数料を納入すること。

4 工事の着手

排水設備工事は、次の項目後に工事着手すること。

(1) 排水設備工事申請の設計審査承認

(2) 設計審査及び工事検査手数料の納入

5 工事変更等の取扱い

当初申し込んだ工事の内容を変更する場合及び工事を中止する場合は次により行う。

(1) 工事変更をする場合

工事変更をする場合は、再度管理者の承認を得なければならない。なお、変更することによって承認条件を満たさないと管理者が判断したときは、その該当事由が解決され管理者の承認を得るまで、当該工事を一時中止しなければならない。

(2) 工事を中止する場合

工事を中止する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

第4節 指定排水工事業者の自主検査

指定排水工事業者は排水設備工事等の完成後、次の項目にしたがいチェックリストによる自主検査を行い、工事の適否を確認しなければならない。

1 検査項目

(1) 工法検査

設計書に基づき基準に適合した施工がなされていることを確認する。

(2) 機能検査

器具の作動状況及びトラップの封水等の確認をする。

(3) 材料検査

排水設備に適したものとして認められた規格品等であることを確認する。

2 自主検査チェックリスト

指定排水工事業者の自主検査チェックリストは、(資料8)による。

第5節 工 事 検 査

排水設備の設置については、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に寄与するために関係法令等により技術上の基準が定められている。これらの基準に適合していない排水設備では、公共下水道としての目的を達成できないことになる。

したがって、本市においては、適正な工事の施行を図るため、指定排水設備工事事業者制度を設けている。すなわち、あらかじめ関係法令に定める基準により、適切な工事が施行できる知識及び技術を有し、かつ、信頼し得る者を指定することにより工事の適正化を確保しようとするものであって、指定排水工事事業者が施工する排水設備は、当然基準に適合するものであることが前提になっている。

したがって、本市が行う工事検査は、指定排水工事事業者の技術力と信頼度のチェックを主目的とするものであり、その内容も目的上必要な範囲の確認を行うことを定めるものである。

1 工事検査の申込方法

(1) 提出書類

検査申込みをする場合は、管理者により承認された設計書及びその他必要な書類を添えて申し込まなければならない。

(2) 検査の立会い

排水設備の検査には、責任技術者が立ち会わなければならない。(指定排水工事事業者規程第11条第2項)

2 検査の種類

検査には、大別して中間検査と完成検査がある。

2.1 中間検査

中間検査には随時検査、せん孔工事検査及び一部完成検査がある。

(1) 随時検査

随時検査は、工事の完了確認をすることが困難とみられる箇所について工事施行中にあらかじめ行う検査であり、本市の基準に適合していることを確認する。

この検査は、指定排水工事事業者からの工事連絡表により管理者が随時行うことのできる検査である。なお、検査は工法検査及び材料検査等について行う。

(2) せん孔・撤去工事検査

取付管のせん孔及び撤去工事検査は、指定排水工事事業者の責任施工に基づき原則として写真検査とする。工事の主要部分について写真を撮影し、工法及び材料について本市の基準に適合していることを確認する。

なお、写真は次の要点が明確に判別できるものとする。

ア 着工前

イ 土留め工

- ウ せん孔・キャップ止め箇所及び排水管布設状況
- エ 取付管の設置状況
- オ 公道部分の排水管の配管状況
- カ 埋戻し及び転圧状況
- キ 下水道用明示シートの布設状況
- ク その他埋設管等との関係に必要な箇所
- ケ 完成

(3) 一部完成検査

工事の完了した一部に対して検査の申込みを受けたときなどは、部分的に検査をすることができる。この場合当該箇所は、工事完成検査から除外される。

2. 2 完成検査

工事が完了し、検査の申込みを受けたときは、提出された設計書の内容に基づき工事が適正に行われたか検査する。

3 検査方法

検査方法は、指定排水工事業者より提出された設計書と照合しながら、検査内容にしたがって検査する。

4 検査内容

各検査項目の内容は次のとおりとする。

(1) 工法検査

排水設備の各部を設計書と照合しながら次の事項について確認する。

- ア 排水管の種類・布設延長及び埋設深度
- イ 排水管の管径及び勾配
- ウ 排水管の配管状況
- エ 排水管の接合
- オ 排水管の防護及び支持
- カ ます及び掃除口の口径及び設置状況
- キ 阻集器及び除害施設の設置状況
- ク トラップ及びトラップますの設置状況
- ケ 通気管の取出し・開口部及び配管状況
- コ 衛生器具の取付状況
- サ 排水槽の容量及び設置状況
- シ 雨水ますの設置状況
- ス 雨水管との誤接続

(2) 材料検査

排水管及び衛生器具等は、形式の照合及び表示マーク等により管理者が使用を認めているか否かを確認することにより行わなければならない。

(3) 機能検査

配管については可能な限り設計流量をもって排水し、系統の異常の有無を確認する。また、阻集器及び除害施設については、本市の構造の基準に適合するか否かを、各器具のトラップについては適正な封水深であるか否かを確認する。

5 現場検査の省略

排水設備工事等で管理者が認めた工事については、現場検査を省略し、写真検査とすることができる。

6 検査結果

当該排水設備工事等が不完全のときは、管理者が指定する期間内に改修し、再検査を行う。再検査は、現場検査・写真検査で行う。工事が不完全ということは、指定排水工事業業者としての技術上の信頼を欠くことになるとともに、管理者が定める基準に違反する場合には条例及び規程に基づいた措置がとられることになる。

7 留意事項

管理者が工事検査を行うとき、所有者等の同意がなければ、他人の土地・家屋等に立入ることができないとされている。したがって、指定排水工事業業者は、あらかじめ所有者等にその旨を説明し、工事検査の実施に支障のないよう承諾を得る必要がある。特に新築工事の場合は、使用者が入居する前に工事検査を実施することが原則であるが、入居済みの留守宅を検査をしなければならない場合は、指定排水工事業業者が、所有者等に宅内への立入りについて事前に承諾を受け、検査員にその承諾書を提出しなければならない。

第 6 節 管理者と使用者との関係

1 排水設備の設置義務

公共下水道の供用が開始された場合は、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるため必要な排水設備を設置しなければならない。(法第 10 条第 1 項)

これは公共下水道がいかに整備されても、各家庭ないし工場等の下水がその公共下水道に流入されず依然として地表に停滞し、又は在来の溝きよを流れていたのでは土地の浸水の防止及び清潔の保持は全く不可能なことであり、都市の健全な発展や公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に寄与するという目的を達成できない。このような観点から「利用の強制」の規定が設けられているのである。

(1) 排水設備の設置義務者

公共下水道の供用開始に伴い、排水設備を設置しなければならない場合、その設置すべき義務を負うものは次のとおり定められている。

ア 建築物の敷地である土地の場合は、当該建築物の所有者

イ 建築物の敷地でない土地の場合は、当該土地の所有者

ウ 道路（道路法で規定する道路。）、その他公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地の場合は、その公共施設を管理すべき者

(2) 排水設備の維持管理義務及び義務者

排水設備が設置されても、これが損傷等によりその機能が十分に発揮できなければ法の目的を達することができない。したがって、排水設備の適正な保持を図るため、その維持管理の義務者を次のとおりと定めている。

ア 設置された排水設備の改造又は修繕は、その排水設備の設置義務者

イ 設置された排水設備の清掃その他の維持は、その土地の占有者

2 排水に関する受忍義務

法第 10 条において排水設備の設置の強制を規定しているため、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難な者に対しても設置させることができるよう、当該土地の所有者又は排水設備の所有者に受忍義務を課している。

(1) 排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。

ただし、この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

「下水を流入させることが困難であるとき」とは、周辺を完全に他人の土地に囲まれているときはもとより、他人の土地を利用しないことにより著しく経済的に不利益となる場合等がこれに該当する。

- (2) 他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- (3) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、他人の土地に排水設備を設置することができる者又は法第 10 条第 2 項の規定に基づき、当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置・改築若しくは修繕又は維持をするため、やむを得ず必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- (4) 他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 水洗便所への改造義務

水洗便所の普及は、環境衛生上もっとも望ましいし尿の排除処理方法をとることによって、公衆衛生の向上を図るものである。法第 11 条の 3 において水洗便所への改造義務を規定している。

- (1) 処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域について公示された下水の処理を開始すべき日から 3 年以内にその便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。
- (2) 管理者は法第 11 条の 3 第 1 項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて当該くみ取り便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除去され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等、当該くみ取り便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りではない。

4 供用開始の公示等

管理者は、法第 9 条の規定に基づき、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用開始の公示をしなければならない。

公示の内容は以下のとおりである。

- (1) 供用を開始すべき年月日
- (2) 下水を排除すべき区域
- (3) 国土交通省令で定める事項

5 排水設備の検査

管理者は、法第 13 条の規定に基づき、公共下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水の水質を法第 8 条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして処理区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備・特定施設・除害施設その他の物件を検査させることができる。

したがって、使用者が正当な理由なくして検査を拒み、妨げ、又は拒否した場合は過料を科することとしている。

これは、公共下水道の機能等を保全し、かつ放流水を一定の基準に適合させることを目的としたものである。